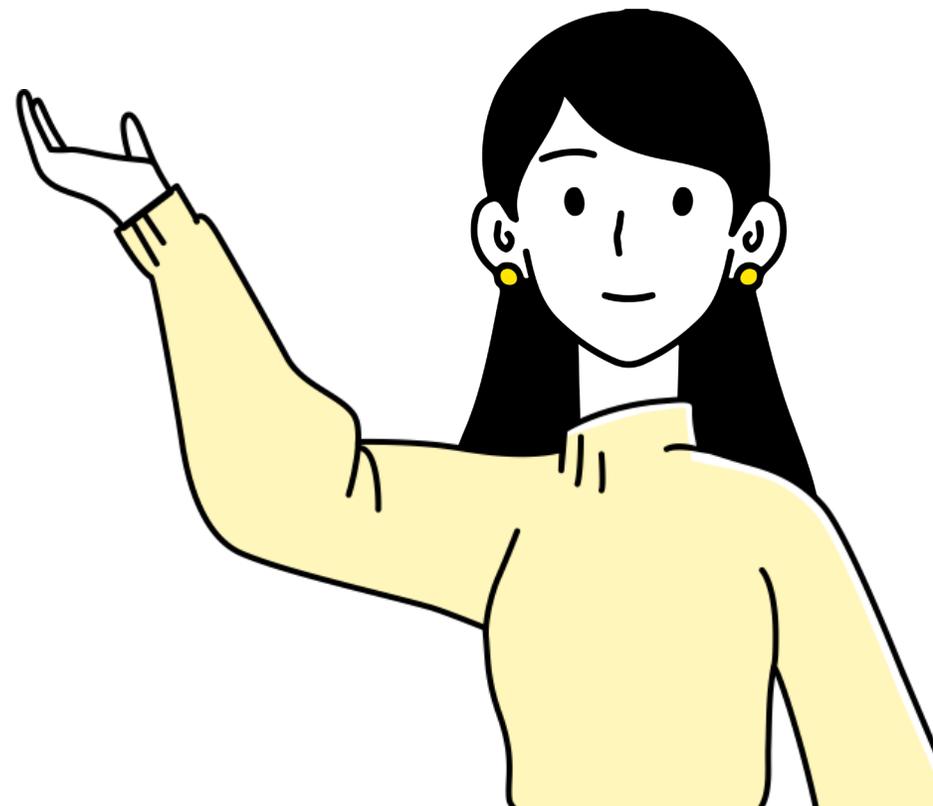
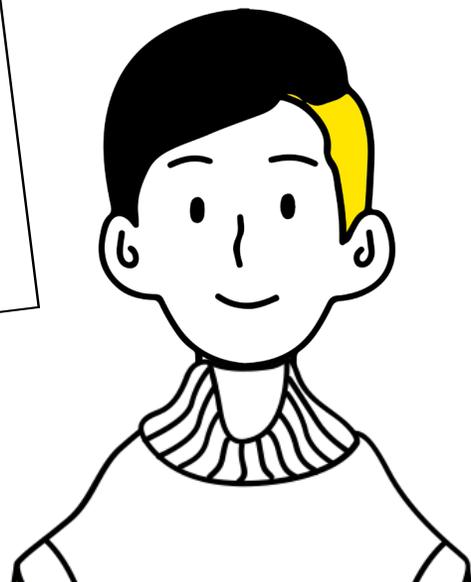


奨学金・授業料等減免制度 説明会

在学中に受けられる
経済的支援にはどのよ
うなものがあるのか、
いつどうやって
申し込めばいいのか、
知っておきましょう！

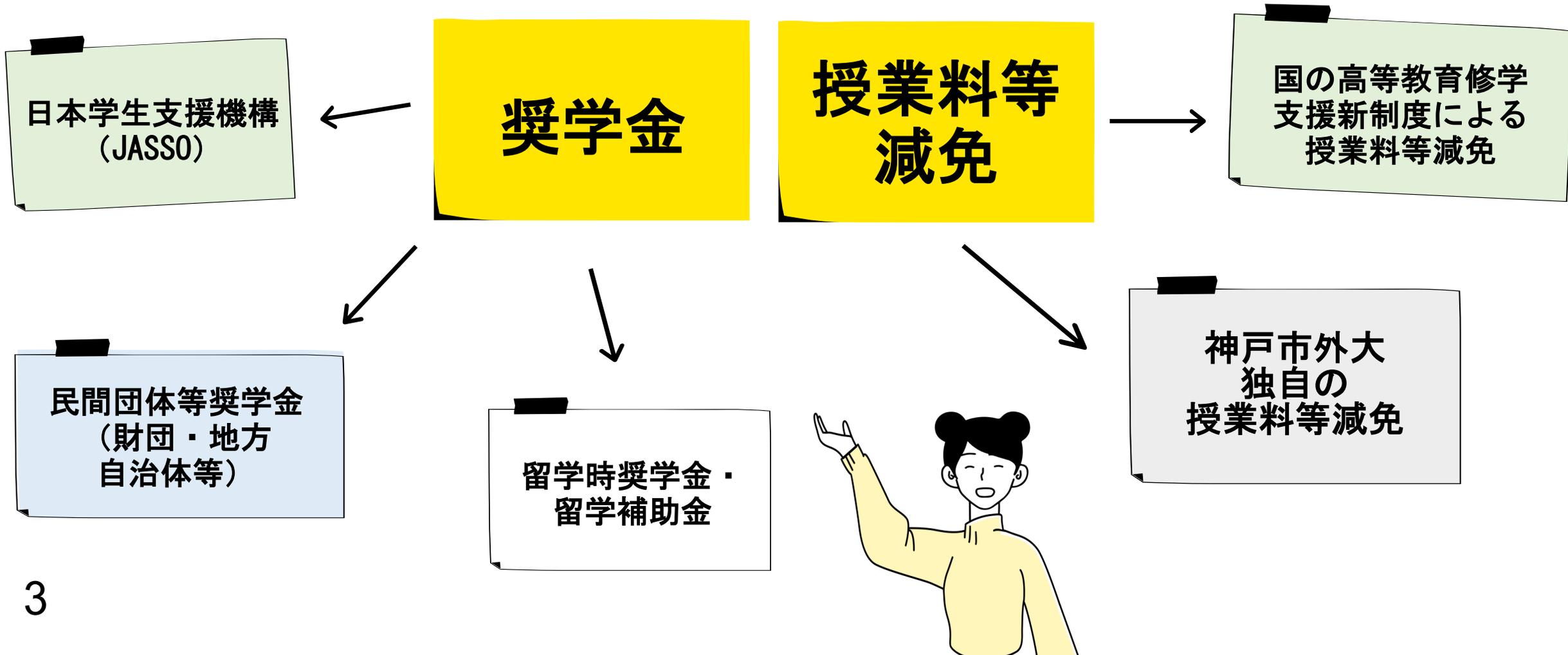


本日の内容

- 1 はじめに
- 2 日本学生支援機構（JASSO）の奨学金について
- 3 授業料等減免について（国・独自）
- 4 民間団体等奨学金について

① はじめに

本学において受けることができる経済的支援



② 日本学生支援機構の奨学金について

日本学生支援機構（JASSO）の奨学金は3種類：

- ① 給付奨学金 → 返還不要。支給型奨学金。
国の「高等教育修学支援新制度」
- ② 第一種奨学金 → 返還要。貸与型奨学金。利子がつかない。
- ③ 第二種奨学金 → 返還要。貸与型奨学金。利子がつく。

申請方法

● 「在学採用」 申込

申請時期 . . . 4月と9月の年2回
GAIADAI PASSで案内



● 予期できない事由により家計が急変した場合

(例)

- 生計維持者の死亡
- 生計維持者の事故または病気により、半年以上就労が困難な場合

「家計急変」 (給付) または「緊急・応急採用」 (貸与) で申込。

申請時期 . . . 家計急変の事由が発生したときから、3か月以内 (給付)
家計急変の事由が発生したときから、12か月以内 (貸与)

採用後の手続き（給付奨学金）

- 適格認定（家計）… 秋頃
奨学金支給期間中、毎年、日本学生支援機構が、あなたと生計維持者の、住民税情報や、あなたが報告した資産額に基づき、家計基準による支援区分の見直しを行います。
確認の結果、10月から奨学金の支給がとまったり、支給額が変わることがあります。
- 適格認定（学業）… 年度末
学年末に、学業成績などの基準に関する判定が、行われます。
成績次第では、奨学金の給付が「停止」されたり、奨学生の身分を失う可能性があります。学業成績が著しく不良である場合は、奨学生の身分を失うことに加えて、交付済みの奨学金について、返還が必要になります。
- 在籍報告 … 4月、10月
給付奨学金制度を適切に実施するため、給付奨学生は定期的に奨学生の在籍状況及び生計維持者等を報告する必要があります。

採用後の手続き（貸与奨学金）

- 適格認定（学業）… 学年末
学年末に、学業成績などの基準に関する判定が、行われます。
成績次第では、奨学金の貸与が「停止」されたり、奨学生の身分を失う可能性があります。
- 貸与奨学金継続願 … 1月
毎年1回、日本学生支援機構があなたの家計の「収入」と「支出」のバランスを確認し、現在の奨学金貸与月額が適格かどうか判断します。
定められた期間内に提出がない場合は、貸与奨学生としての資格を失います。

(参考) 貸与奨学金返還支援制度

● 奨学金返還支援（代理返還）制度

日本学生支援機構（JASSO）の貸与奨学金を受けている従業員に対し、企業が返還金額の一部または全額を代理で返還する制度です。

● 自治体による奨学金返還支援制度

大学などに在学中に貸与された奨学金の返還を自治体などが支援する制度です。

（例1）【神戸市】 中小企業奨学金返済支援制度

神戸市内に本社がある中小企業に勤務する学生や卒業生に対して、奨学金返還金額の一部を支援するための制度です。

（例2） 兵庫型奨学金返済支援制度

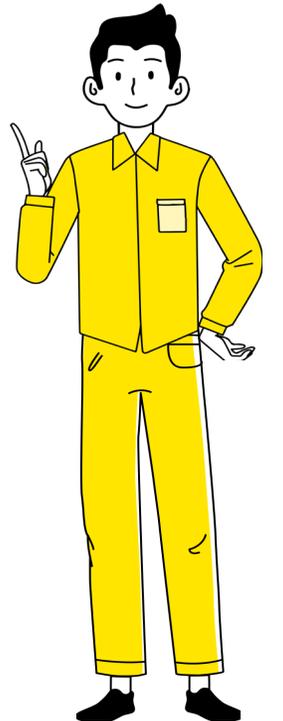
兵庫県内に本社がある中小企業に勤務する学生や卒業生に対して、奨学金返還金額の一部を支援するための制度です。

3 授業料等減免について

2つの制度は別の制度であり、
対象であれば、両方に申請することが可能！

国の
「高等教育修学支援新制度」
(給付奨学金+減免)

神戸市外国語大学
独自の
授業料等減免制度



国の高等教育修学支援新制度について

国の「高等教育修学支援新制度」=①と②がセットになった制度

- ① 給付奨学金 → 日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金
- +
- ② 授業料等減免 → 所属の大学において、授業料・入学金の減免

支援の度合い = 「支援区分」

→ 給付奨学金の月額、授業料等減免の割合（減免額）が決まる。

※ 給付奨学金と授業料等減免の支援区分は連動する。

※ 区分は毎年秋に判定が行われ、変動することがある。



支援区分について

	給付奨学金 月額 (自宅／自宅外)	授業料等減免
第Ⅰ区分	29,200円／66,700円	全額免除
第Ⅱ区分	19,500円／44,500円	2/3免除
第Ⅲ区分	9,800円／22,300円	1/3免除
第Ⅳ区分	7,300円／16,700円	1/4免除

令和7年度以降における多子世帯の大学等授業料等無償化

大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！

別添3



文部科学省

開始時期

令和7年度～(入学生・在学生)

※令和6年度以前から在学している方も対象となります。

申込手続

令和7年度入学後各学校で

支援対象

子ども3人以上の世帯

所得制限

所得制限なし

減額支援

授業料70万・入学金26万
(私立大学4年制の場合70万円×4年+26万円が減額支援)

※令和7年度からの多子世帯への支援は、授業料等の減額支援のみです。現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。

学業要件

学修意欲があれば採用

進学後に満たすべき要件は



チェック✓

◆ 子ども3人以上の世帯が対象



- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、第1子から支援対象となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

チェック✓

◆ 要件を満たした大学・短大・高専・専門学校が対象



- 一定の要件を満たした学校(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)が対象となります。
- 対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

国の高等教育修学支援新制度における授業料等減免の申請方法

日本学生支援機構 給付奨学金の申込み時に、

- ①「大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出。
- ②給付奨学金の申込み情報を入力画面で「授業料等減免を希望する」
にチェックを入れる。

● 申請時期 . . . **4月と9月の年2回**
(給付奨学金の在学採用募集時)



大学独自の授業料等減免制度について

大学独自の授業料等減免制度

- 1 神戸市外国語大学が独自に行っている授業料等（在学生・新入生の授業料、新入生の入学金）の減免制度
- 2 国の高等教育修学支援新制度の対象外となる学生（例：大学院生、留学生、社会人学生など）も対象



申請資格（減免対象者）

生活保護法による生活扶助を受けている学生、または授業料の支払いが困難な学生のうち、収入・学力の基準を満たす学生。

- 1 減免を受けようとする年度の直前の在学年度に、原級（成績による原級）をしていないこと。
- 2 所得基準：世帯の総所得が限度額以内であること。
- 3 成績基準：前年度終了時点で取得単位数（修士・博士課程除く）、成績平均値またはGPA値が基準を超えていること。

大学独自の授業料等減免 申請方法

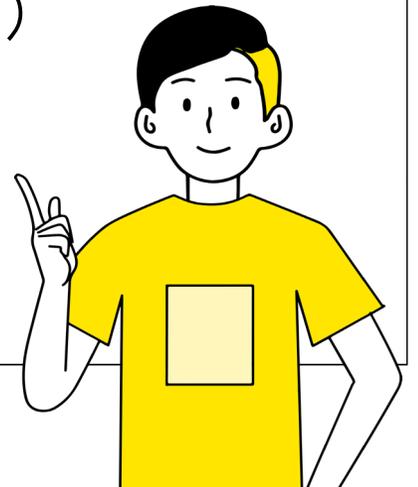
- **申請方法**
GAIDAI PASSで案内。
期限までに申請書と必要な書類を揃えて提出。（窓口持参または郵送）
- **申請時期**
 - 【前期分】 前年度の12月～1月頃
 - 【後期分】 当該年度の6月～7月頃

2025年度前期の授業料等減免の申請は、12月4日（水） 受付開始。
PCからGAIDAI PASSを確認してください。

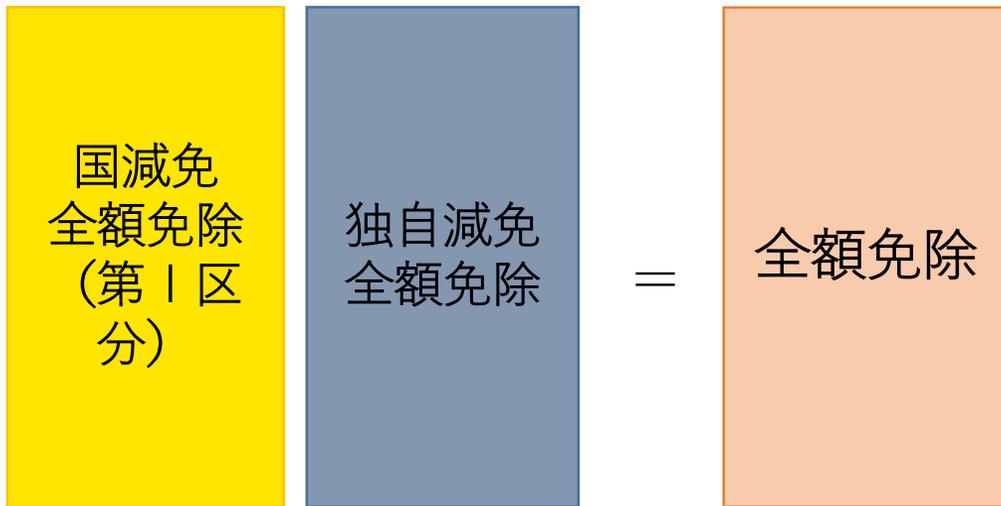


国の「高等教育修学支援新制度」における授業料等減免と大学独自の授業料等減免制度の関係

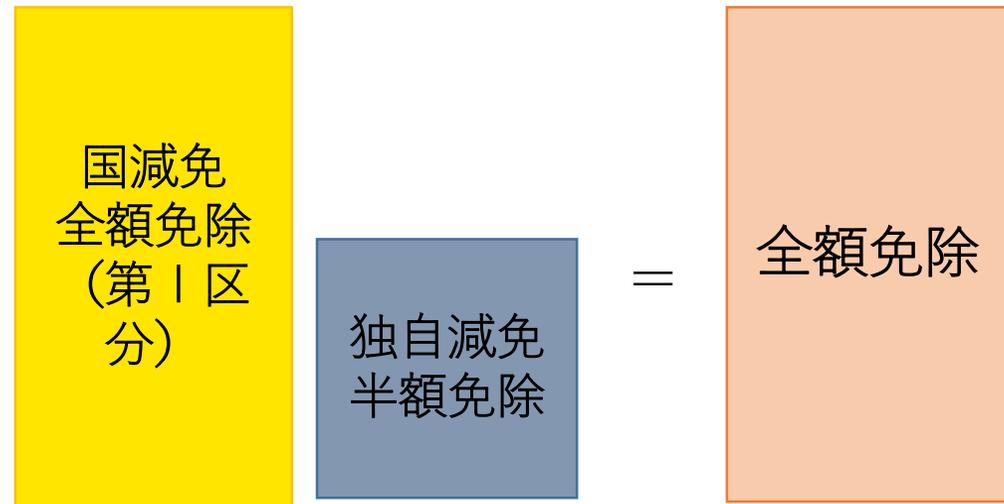
- 1 国の高等教育修学支援新制度の対象者は、大学独自の授業料等減免に申請する際、国の制度に申請中であるか、既に採用されていることを申請の条件とする。
- 2 国の制度と大学独自の制度の両方に採用された場合は、減免額の高い方を適用する。（重複して減免が適用されることはない。）



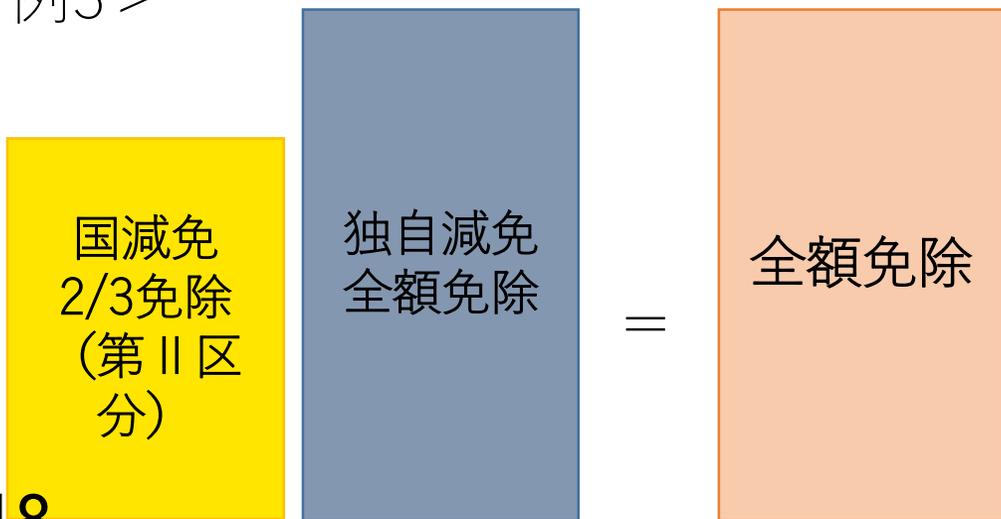
< 例1 >



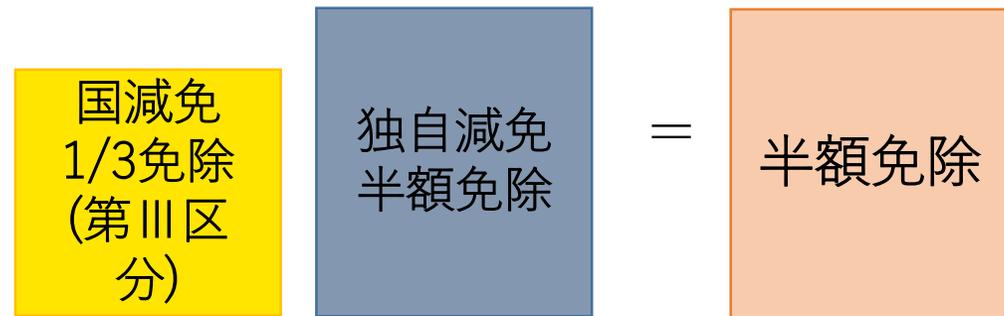
< 例2 >



< 例3 >



< 例4 >



両方に申請するメリット

- 判定の基準が異なるため、国の高等教育修学支援新制度では支援の対象とならない場合でも、大学独自の制度によって減免を受けられる場合がある。

【例】国の制度では支援区分外の判定だったが、大学独自の減免に申請し、半額免除の判定を受けていたため、半額免除を受けることができた。

- 国の高等教育修学支援新制度の支援区分が、所得の変動に伴って下がった場合でも、大学独自の制度により、国の制度による支援区分以上の減免を受けられる場合がある。

【例】毎年秋に実施される適格認定（家計の見直し）によって、国の制度の支援区分が第Ⅰ区分から第Ⅱ区分に下がってしまった。

（後期授業料の減免額が全額免除から2/3免除に下がってしまった。）

しかし大学独自の減免に申請し、全額免除の判定を受けたため、後期も引き続き全額免除を受けることができた。

民間団体等奨学金について

- 地方自治体や公益・一般財団法人などが設けている奨学金制度。
- **「大学推薦枠型」**
大学が一定の推薦枠を持っていて、学内選考の後、大学から応募
- **「大学とりまとめ型」**
推薦枠は無いが、大学がとりまとめて応募
- **「個人応募型」**
個人で応募
- 多くが給付型（もらえる奨学金）だが、貸与型（借りる奨学金）もある。他団体や他の制度との併給（同時に受給すること）が不可の場合もあるため、注意が必要。

大学推薦枠型

- 例年 2 月頃に在学生向けの推薦希望登録の募集を行う。
(GAIDAI PASSで案内)
- 4月下旬～6月頃に、学内選考を経て推薦希望登録者の中から推薦者を決定し、大学から各団体へ推薦を行う。
- 4月～6月に各団体への推薦者とならなかった場合でも、その後に条件の合う団体から募集があった場合は、本人の意向を確認の上、推薦を行うことがある。

大学とりまとめ型

- 各種団体より奨学生の推薦依頼があった際に、随時GAIDAIPASSでお知らせ。
- 学生支援班へ応募書類一式を提出。
- 学内選考により推薦者を決定し、大学から各団体へ推薦。

個人応募型

- 各団体より大学へ奨学生募集の情報提供があった場合、随時GAIDAIPASSでお知らせ。
- 学生自身が応募する。大学からの推薦書等が必要な場合、応募締切の2週間以上前までに学生支援班へ相談すること。応募書類一式（コピー可）も持参してください。（自身で募集情報を得た奨学金についても同様。その場合は応募書類一式に加えて募集要項も持参してください。）

おわりに

- 奨学金、減免関係の情報はGAIDAI PASS でお知らせしています。
- 奨学金や授業料等減免制度を利用中の皆さんが必要な手続きについてもGAIDAI PASS でお知らせしています。

**必要な手続きを行わない場合、奨学金や減免が
受けられなくなる可能性があります。**

大切なお知らせを見逃さないよう、毎日掲示を確認し、
手続きは、期日までに必ず済ませましょう。

本日の説明会は以上です。



不明な点があれば、
学生支援班まで
お問い合わせください。

学生支援班

TEL:078-794-8131

email:gakusei@office.kobe-cufs.ac.jp